

対象者退職の場合

コンサルティングによって採用された人材が貴社に入社した後、対象者本人の責により解雇された場合、または対象者の自己都合により入社後 6 ヶ月以内に退職に至った場合、一旦受領した紹介手数料のうち、下記の金額を返戻いたします。

- 1 ヶ月以内に退職に至った場合 紹介手数料の 80%
- 3 ヶ月以内に退職に至った場合 紹介手数料の 50%
- 6 ヶ月以内に退職に至った場合 紹介手数料の 10%

※貴社の責による、退職・解雇など、不測の事態による退職の場合、本項は適用されません。